

藤沢市横断幕設置道路占用許可基準要綱

(施行 令和8年4月1日)

この要綱は、藤沢市道路占用規則（昭和37年12月規則第30号）第5条別紙第32条第2項に基づき、横断幕設置基準を次のとおり設けるものとする。

(1) 占用主体（申請者）

- ア 国又は地方公共団体
- イ 国又は地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会及び実行委員会等
- ウ 国、神奈川県又は藤沢市が後援・支援等する実施主体
- エ 公共的団体及び藤沢市内に存する学校法人等

(2) 占用場所及び期間

- ア 横断幕の設置場所は、道路管理者（藤沢市）が指定した場所に限り設置することができるものとする。
- イ 申請できる占用場所の数については、申請者につき、市内1箇所とする。
- ウ 占用期間は、1イベントにつき開催期間及び周知期間等（最長で2ヶ月）とする。また、年度をまたぐ場合は年度ごとに申請するものとする。

(3) 構造及び設置方法

- ア 横断幕には、管理者名及び後援名義等を表示しなければならない。
- イ 幕の寸法は縦1メートル以内、横10メートル以内とする。
- ウ 特別景観形成地区内及び景観形成地区内に掲出する場合は、当該形成基準の色彩基準等を満たすこと。
- エ 幕の素材は風雨等の対策を施し、構造物を損傷させないものとする。
- オ 風雨等により落下しないように堅固に取り付けること。また、構造物を損傷させないよう必要に応じて養生すること。
- カ 手すり利用者の妨げにならないよう設置すること。

(4) その他

- ア 設置の予約については、設置予定日の2ヶ月前からとする。
- イ 申請に際しては、必要に応じて国、神奈川県又は藤沢市が後援・支援等する実施主体であることがわかる書類を添付すること。
- ウ 設置日の2週間前までに申請し、着手届及び完了届を提出すること。
- エ 常時管理できる体制にし、道路管理者の指示に従うこと。
- オ 上記以外の懸案事項については、別途協議するものとする。

以上